

5. 第2期大分市再犯防止推進計画

(1) 計画策定の背景及び目的

刑法犯による検挙者数は全国的に減少傾向にあります。そのうちに占める再犯者の割合が上昇傾向にあることから、犯罪対策においては、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止が重要となります。こうしたことから、2016年(平成28年)に「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)が制定されました。

これを受けて、国においては2017年(平成29年)に「再犯防止推進計画」が、県においては2019年(平成31年)に「大分県再犯防止推進計画」が策定される中、大分市においても2022年(令和4年)に「大分市再犯防止推進計画」を策定し、立ち直りに多くの困難を抱えている犯罪をした人等に寄り添い、更生を支援するための取り組みを進めてきました。

今後も引き続き、「第2期大分市再犯防止推進計画」において、国、県、民間団体等との連携をさらに深め、犯罪をした人等の更生を支援することにより、再犯の防止を推進し、市民が犯罪による被害を受けることを防ぎ、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

(2) 5つの基本方針

国の「再犯防止推進計画」では、再犯防止推進法第3条に規定された基本理念を踏まえ、5つの基本方針が設定されており、大分県もこの基本方針を基に計画を策定しています。

大分市においても、国及び県と連携して施策を進めるため、この基本方針を拠り所とし、次の5つを基本方針とします。

- ①犯罪をした人等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる人と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国、県、民間団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。
- ②犯罪をした人等が、その特性に応じ、切れ目なく、再犯を防止するために必要な支援を受けられるようにします。
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした人等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態並びに効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者からの意見等により見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとします。
- ⑤市民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした人等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取り組みを、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く市民の関心と理解が得られるものとしていきます。

(3) 重点課題

大分市においては、再犯防止推進法に規定された基本的施策並びに国の「再犯防止推進計画」及び大分県の「大分県再犯防止推進計画」を踏まえ、次の4つの重点課題を掲げます。

また、重点課題ごとに、施策の方向を設定し、国、県、民間団体等と連携を図りながら施策に取り組みます。

重点課題	施策の方向
① 就労・住居の確保	ア.就労の確保
	イ.住居の確保
② 保健医療・福祉サービスの利用促進	ア.高齢者及び障がい者等への支援
	イ.薬物依存者への支援
③ 学校等と連携した修学支援及び非行の防止	ア.修学支援
	イ.非行の防止
④ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	ア.民間協力者の活動の促進
	イ.広報・啓発活動の推進

(4) 施策の方向と取り組み

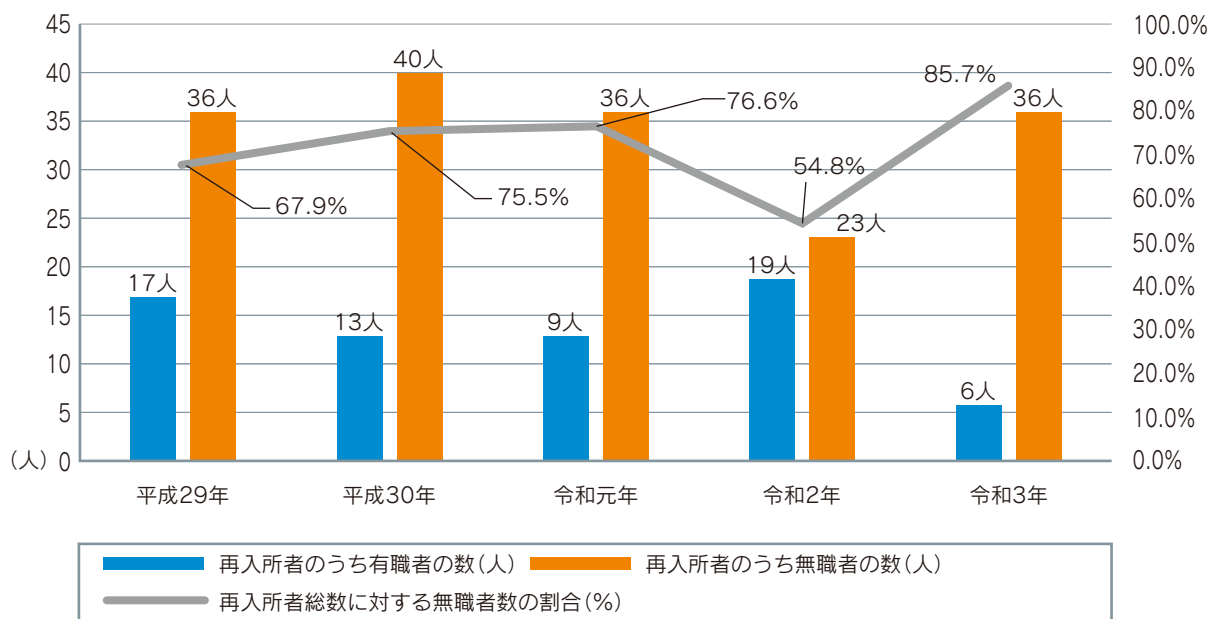
① 就労・住居の確保

ア. 就労の確保

国によると、犯罪をした人等の就労に関しては、前科等があることにより求職活動が円滑に進まないといった課題や、必要な知識・能力を身に付けていないといった理由により一旦就職しても離職してしまうといった課題があります。

こうした現状を踏まえ、犯罪をした人等が安定した職に就き、そこに定着するための支援に取り組みます。

大分県内での再入所者における無職者の数及びその割合



出典：「新受刑者の犯罪時の居住地都道府県別データ」（法務省矯正局調査）

イ. 住居の確保

国によると、犯罪をした人等の中には、刑務所を出所するときに帰住先を確保できず、不安定な状況で生活をする中で再犯に至る人が多数います。また、帰住先がない人ほど、再犯に至るまでの期間が短く、刑務所への入所を繰り返す傾向があることも分かっています。

こうした現状を踏まえ、犯罪をした人等が安定した生活を送ることができるよう、住居の確保の支援に取り組みます。

コラム 関係機関による支援(就労・住居の確保)

● 大分保護観察所

- i) 厚生労働省の就労支援メニューや刑務所出所者等就労奨励金制度等を積極的に活用するほか、協力雇用主に対して助言や研修を行うなどの支援を実施します。
- ii) 身元引受人や身元保証人のない人、高齢・障がい・病気等の原因により就労が困難な人、貧困により帰住予定地がない人等に対して、関係機関と連携しながら、住居や様々な行き場(一時的宿泊場所、満期出所者が支援を求めることのできる施設等)の確保等の支援を実施します。

②保健医療・福祉サービスの利用促進

ア.高齢者及び障がい者等への支援

国によると、65歳以上の犯罪をした人が刑務所を出所した後2年以内に再び入所する割合は他の世代に比べて高いということや、知的障がいのある受刑者は一般に再犯までの期間が短いということが明らかとなっています。これらの背景としては、必要とされる福祉的支援が犯罪をした高齢者及び障がい者等に充分に行き届いていない場合があるということが挙げられます。

こうした現状を踏まえ、高齢者及び障がい者等が刑務所を出所した後に、適切かつ円滑に保健医療・福祉サービスを受けることができるよう、相談受入体制の充実を図ります。

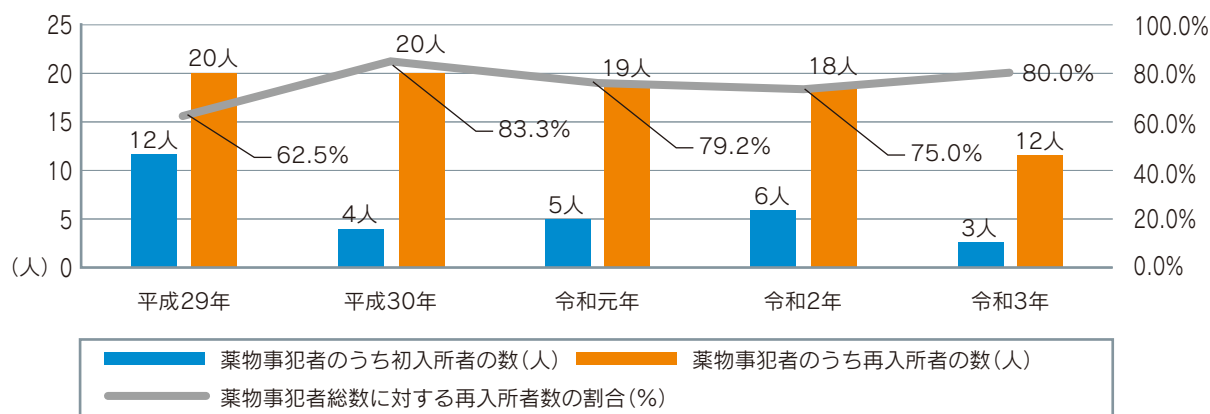
あわせて、そのほかの福祉的ニーズを抱えている人に対しても、それぞれの特性に応じたサービスの提供に取り組みます。

イ.薬物依存者への支援

国によると、薬物犯罪については、その犯罪をした人等が薬物依存の問題を抱えている場合が多いことから、再犯に至るリスクの高い犯罪であることが分かっています。

こうした現状を踏まえ、薬物依存という精神症状に苦しむ地域の生活者を支えるという観点から、犯罪をした人等の薬物依存からの回復と社会復帰を継続的に支援します。

大分県内での薬物事犯者における再入所者の数及びその割合



出典：「新受刑者の犯罪時の居住地都道府県別データ」（法務省矯正局調査）

コラム 関係機関による支援(保健医療・福祉サービスの利用促進)

● 大分刑務所

- i) 高齢・障がい等の理由により、円滑な社会復帰が困難であると認められる人に、①基本的生活能力、社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な基礎的な能力及び知識の習得②出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るためのモチベーションの向上等の支援を実施します。
- ii) 薬物依存の自覚及び薬物使用に係る自分の問題の理解をさせた上で、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させるなどの再犯防止に資する支援に努めます。

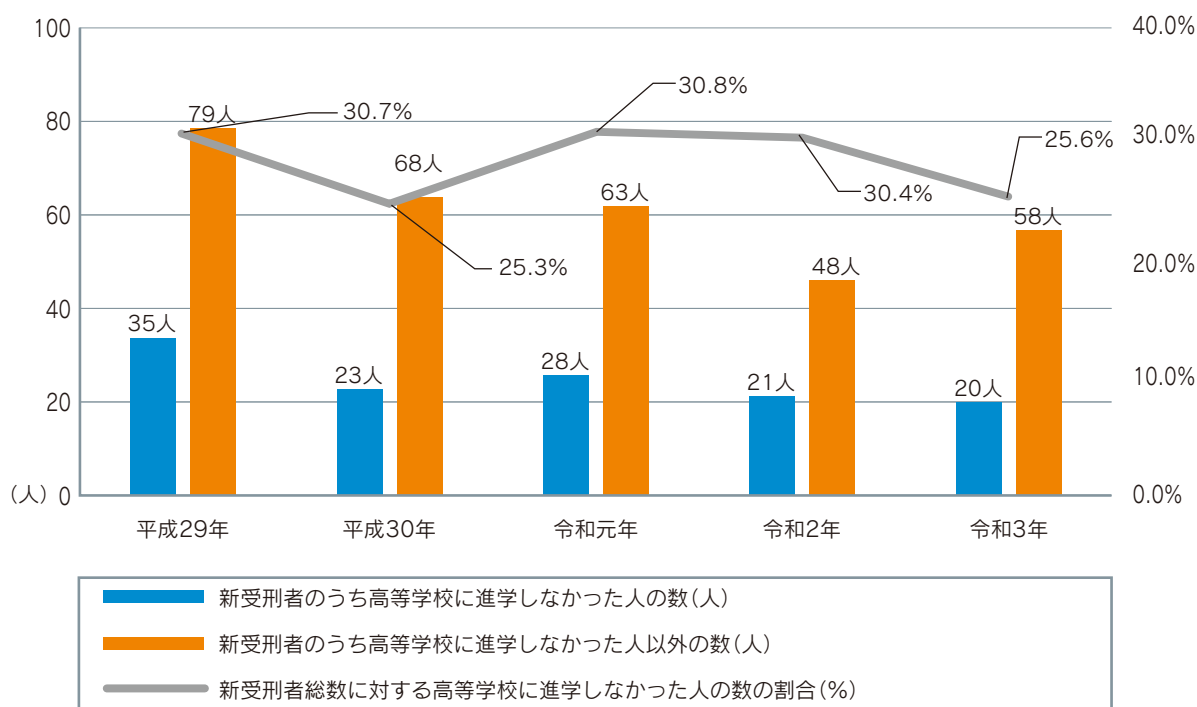
③学校等と連携した修学支援及び非行の防止

ア.修学支援

全国の高等学校進学率は、2021年度(令和3年度)では98.9%となっており、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にあります。他方で、少年院に入院する人や刑務所に入所する人のうちの一定数は高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、若しくは非行等を原因として、高等学校を中退する人も多数います。

こうした現状を踏まえ、犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援の充実及び学習機会の確保に取り組めます。

大分県内での新受刑者のうち高等学校に進学しなかった人の数及びその割合



出典：「新受刑者の犯罪時の居住地都道府県別データ」(法務省矯正局調査)

イ.非行の防止

国によると、刑法犯の罪を犯した14歳以上の少年の総数は、2022年(令和4年)に微増してはいるものの、おおむね減少傾向にあります。そのうちに占める再犯に至った少年の割合は例年3割程度で推移しており、およそ3人に1人は再犯に及んでいる状況です。

こうした現状を踏まえ、少年が罪を重ねることがないように、関係機関等と連携し、非行の未然防止に取り組めます。

コラム 関係機関による支援(非行の防止)

● 法務少年支援センター大分(大分少年鑑別所)

課題を抱える児童や保護者等に対して面接、カウンセリング、個別検査等を行うほか、学校等で非行予防を目的とした出前授業を行うなど、専門的な相談支援機能による効果的な非行防止の取り組みを進めます。

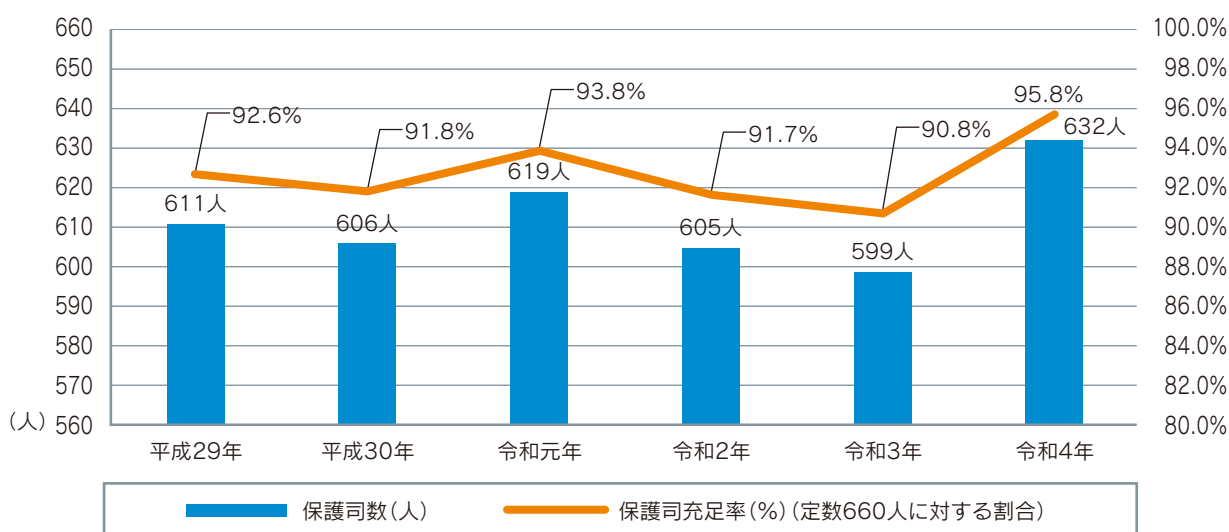
④民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

ア.民間協力者の活動の促進

再犯の防止等に関する施策は、地域において犯罪をした人等の更生を支える保護司をはじめとした、多くの民間協力者の活動に支えられています。しかしながら、高齢化等による担い手の不足や地域社会における人間関係の希薄化といったことにより、民間協力者がこれまでのように活動を続けることが難しくなっています。

こうした現状を踏まえ、民間協力者の活動促進のための支援や民間協力者との協力体制の構築に取り組みます。

大分県内での保護司数及び保護司充足率



出典：「再犯防止推進計画指標の都道府県別データ」（法務省福岡矯正管区）

イ.広報・啓発活動の推進

再犯の防止等に関する広報・啓発活動としては、全ての国民が犯罪や非行の防止と立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい地域社会を築くための運動である“社会を明るくする運動”等の活動が全国的に行われています。しかしながら、再犯の防止等に関する施策が市民にとって必ずしも身近なものでないため、いまだ再犯の防止等について市民の関心と理解が深まっているとは言えません。

こうした現状を踏まえ、市民に再犯の防止等について一層認知してもらうため、広報・啓発活動の推進に取り組みます。

コラム 関係機関による支援(民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進)

● 大分保護区保護司会

- i) 大分更生保護サポートセンターを更生保護活動の拠点として、保護司が行う更生保護活動、処遇活動、地域に根ざした犯罪・非行防止活動等を推進します。また、保護観察対象者や矯正施設出所者等からの相談も受け付けます。
- ii) 犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の立ち直りの理解を促進するために、“社会を明るくする運動”強調月間に地域関係者等と連携して、市内の商業施設等で街頭啓発活動を実施します。